

満18歳以上の生徒の選挙運動、及び政治活動について

京都外大西高等学校

従来未成年の選挙活動、及び政治活動は禁止されてきましたが、今般、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上（注1）に引き下げられました。これにより、主に高校3年生の一部がその対象になりますが、対象生徒の選挙運動（注2）や政治活動（注3）については、教育基本法など上位の法令等を踏まえつつ、学校教育に於ける政治的中立を確保すべく、本校生としては下記の通り校則として制限します。

（注1）満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行うとされており、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有します。但し、選挙で投票するためには選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

（注2）選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、または得させるため直接または間接に必要且つ有利な行為」と解されます。

（注3）政治活動とは「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、または公職の候補者を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」と解されます。

記

1、学校活動時（注4）においては校内外を問わず、選挙運動、及び政治活動を禁じます。

（注4）学校活動時とは、校舎内での全ての活動と、校外に於ける部活動などの課外活動、研修旅行、宿泊行事等を指します。

具体的には、以下の行為を禁じます（そもそも公職選挙法に違反する行為は除いてあります。）

- ①特定の政党や候補者への投票を呼びかける活動（演説、投票依頼等）
- ②特定の政党や候補者の集会への勧誘
- ③政党や候補者のポスターの掲示や選挙運動用のビラ（チラシ）の配布
- ④電話、メール、LINE、SNS等での選挙運動や政治活動
- ⑤その他、学校に於ける政治的中立を損なう行為

2、やむを得ず登下校時に投票行為（期日前投票を含む）をする場合は事前に届け出ること。

3、クラスや部活動の連絡網や、名簿の譲渡を禁止します。（これについては個人情報管理上の観点から元来禁止ですが、選挙運動や政治活動での流用を危惧し、あらためて禁止を確認します）。

以 上